

労災保険

遺族(補償)給付 葬祭料(葬祭給付) の請求手続



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

業務または通勤が原因でお亡くなりになつた労働者のご遺族に対し、遺族補償給付（業務災害の場合）または遺族給付（通勤災害の場合）が支給されます。

また、葬祭を行ったご遺族などに対して、葬祭料（業務災害の場合）または葬祭給付（通勤災害の場合）が支給されます。

給付の種類

遺族（補償）給付には、遺族（補償）年金と遺族（補償）一時金の2種類があります。

遺族（補償）年金

遺族（補償）年金は、次に説明する「受給資格者」（受給する資格を有する遺族）のうちの最先順位者（「受給権者」といいます。）に対して支給されます。

受給資格者

遺族（補償）年金の受給資格者となるのは、被災された労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹ですが、妻以外の遺族については、被災された労働者の死亡の当時に一定の高齢又は年少であるか、あるいは一定の障害の状態にあることが必要です。

なお、「被災された労働者の死亡の当時、労働者の収入によって生計を維持していた」とは、もっぱらまたは主として被災された労働者の収入によって生計を維持していた場合だけでなく、被災された労働者の収入によって生計の一部を維持していた、いわゆる共稼ぎの場合もこれに含まれます。

受給権者となる順位は次のとおりです。

- ① 妻又は60歳以上か一定障害の夫
- ② 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか一定障害の子
- ③ 60歳以上か一定障害の父母
- ④ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか一定障害の孫
- ⑤ 60歳以上か一定障害の祖父母
- ⑥ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか60歳以上または一定障害の兄弟姉妹
- ⑦ 55歳以上60歳未満の夫
- ⑧ 55歳以上60歳未満の父母
- ⑨ 55歳以上60歳未満の祖父母
- ⑩ 55歳以上60歳未満の兄弟姉妹

※ 一定の障害とは、障害等級第5級以上の身体障害をいいます。

※ 配偶者の場合、婚姻の届出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にあった方も含まれます。

また、被災された労働者の死亡の当時、胎児であった子は、生まれたときから受給資格者となります。

※ 最先順位者が死亡や再婚などで受給権を失うと、その次の順位の者が受給権者となります（これを「転給」といいます）。

※ ⑦～⑩の55歳以上60歳未満の夫・父母・祖父母・兄弟姉妹は、受給権者となっても、60歳になるまでは年金の支給は停止されます（これを「若年停止」といいます）。

◆ 給付の内容 ◆

ご遺族の数などに応じて、遺族（補償）年金、遺族特別支給金、遺族特別年金が支給されます。なお、受給権者が2人以上あるときは、その額を等分した額がそれぞれの受給権者が受けける額となります。

遺族数	遺族（補償）年金	遺族特別支給金（一時金）	遺族特別年金
1人	給付基礎日額の153日分（ただし、その遺族が55歳以上の妻または一定の障害状態にある妻の場合は給付基礎日額の175日分）	300万円	算定基礎日額の153日分（ただし、その遺族が55歳以上の妻または一定の障害状態にある妻の場合は算定基礎日額の175日分）
2人	給付基礎日額の201日分		算定基礎日額の201日分
3人	" 223日分		" 223日分
4人以上	" 245日分		" 245日分

注) 船員については、労災保険給付に加え、船員保険から給付される場合もあります。

給付基礎日額

「給付基礎日額」とは、原則として、労働基準法の平均賃金に相当する額をいいます。

平均賃金とは、原則として、業務上または通勤による負傷や死亡の原因となった事故が発生した日または医師の診断によって疾病の発生が確定した日（賃金締切日が定められているときは、傷病発生日の直前の賃金締切日）の直前3か月間にその労働者に対して払われた賃金の総額を、その期間の暦日数で割った1暦日当たりの賃金額です。

年金としての保険給付（傷病（補償）年金、障害（補償）年金及び遺族（補償）年金）の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額は、毎年、前年度と比較した賃金水準（厚生労働省が作成している「毎月勤労統計」における労働者1人当たりの平均給与額）の変動率に応じて改定（スライド）されます。また、年齢階層別の最低・最高限度額も適用されます（年金給付基礎日額）。

注) 船員については、給付基礎日額の特例があります。

算定基礎日額

算定基礎日額とは、原則として、業務上または通勤による負傷や死亡の原因である事故が発生した日または診断によって病気にかかったことが確定した日以前1年間にその労働者が事業主から受けた特別給与の総額を算定基礎年額として365で割って得た額です。特別給与とは、給付基礎日額の算定の基礎から除外されているボーナスなど3か月を超える期間ごとに支払われる賃金をいい、臨時に支払われた賃金は含まれません。

特別給与の総額が給付基礎年額（給付基礎日額の365倍に相当する額）の20%に相当する額を上回る場合には、給付基礎年額の20%に相当する額が算定基礎年額となります。ただし、150万円が限度額です。

◆ 請求の手続き ◆

所轄の労働基準監督署長に、「遺族補償年金支給請求書」(様式第12号) または「遺族年金支給請求書」(様式第16号の8) を提出してください。

なお、特別支給金の支給申請は、原則として遺族(補償)給付の請求と同時に、同一の様式で行うことになります。

注) 船員については、船員保険分を全国健康保険協会(協会けんぽ)に請求する場合があります。

● 受給権者が2人以上いる場合

同順位の受給権者が2人以上いるときは、そのうちの1人を年金の請求、受領についての代表者とすることになっています。

世帯を異にし、別々に暮らしている場合などやむを得ない事情がある場合は別として、原則として同順位の受給権者がそれぞれ年金を等分して受領することは認められません。

代表者の選任は、年金を請求するとき又は転給により年金を請求するとき等に「遺族(補償)年金代表者選任(解任)届」(年金申請様式第7号)を所轄労働基準監督署長へ提出してください。

● 提出に当たって必要な添付書類

こういうときは	添付書類
必ず添付するもの	死亡診断書、死体検案書、検視調書またはそれらの記載事項証明書など、被災労働者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類 戸籍謄本、抄本など、請求人および他の受給資格者と被災労働者との身分関係を証明することができる書類 請求人および他の受給資格者が被災労働者の収入によって生計を維持していたことを証明することができる書類
請求人または他の受給資格者が被災労働者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるとき	その事実を証明する書類
請求人および他の受給資格者のうち一定の障害の状態にあることにより受給資格者となっているとき	被災労働者の死亡時から引き続き当該障害の状態にあることを証明することができる書類(診断書など)
受給資格者のうち、請求人と生計を同じくしている者があるとき	その事実を証明する書類
妻が障害の状態にある場合	被災労働者の死亡の時以後障害の状態にあったことおよびその障害の状態が生じまたはその事情がなくなった時を証明することができる書類(診断書など)
同一の事由により、遺族厚生年金、遺族基礎年金、寡婦年金等が支給される場合	支給額を証明することができる書類

※この他、必要とする書類を提出していただく場合があります。

請求に関する時効

遺族(補償)年金は、被災労働者が亡くなりになった日の翌日から5年を経過すると、時効により請求が消滅しますのでご注意ください。

請求書記載例

業務災害用		労働者災害補償保険		遺族補償年金支給請求書	
				遺族特別支給金 遺族特別年金	
労働保険番号		③		支給申請書	
直四 氏名 登録番号 13109	花 命番号 62916	生年月日 昭和23年2月16日(63歳)	姓 氏 名 厚勞 太郎	性別 男	4 資格又は完病年月日 22年9月4日
資格登録番号 西脇年	登録番号 1	労働年数 16年	職種 鉄骨組立工		年齢 37歳
資格登録番号 西脇年	登録番号 1	就業場所の 名前 西脇年	就業場所の 名前 西脇年		死亡年月日 22年9月4日
6. 実業の原因及び死因状況 当社工場内で天井ケーブルを操作していた工具が操作部を誤って連鎖中の鉄骨を立てかけてあれた鐵板に当たったの、それが倒れ直接作業中の厚勞が下敷きになりて死せした。					
7. 死亡原因の概要を記載せよ 8. 死亡年月日					
9. 当該死亡に際して支給される金額の概要 厚生年金保険料の支給年金額 厚生年金保険料の支給年金額 支給される年金額					
10. 他の不満点については、3者若く厚生年金保険の被保険者である場合に限り証明すること					
11. 諸申込人 被保険者 登録番号 13109	氏名 コロラ ハナ子 厚勞 花子	生年月日 昭和 14.9.2	住 所 千代田区霞が関1-2-2	配偶者等 妻	扶養の有無 ある、ない
12. 諸申込人 被保険者 登録番号 13109	氏名 コロラ ハナ子 厚勞 花子	生年月日 昭和 00.7.12	住 所 千代田区霞が関1-2-2	配偶者等 長女	扶養の有無 ある(○) いる、ない
13. 諸申込人 被保険者 登録番号 13109	氏名 コロラ ハナ子 厚勞 花子	生年月日 昭和 00.7.12	住 所 千代田区霞が関1-2-2	配偶者等 長女	扶養の有無 ある(○) いる、ない
14. 利用する書類その他の資料	会員登録 登録番号 13109	小額貸借取扱い セイヨウ	小額貸借取扱い セイヨウ	大官 123456	郵便番号 100-8916 電話番号 0000
15. 遺族補償年金の支給を請求します。 上記により 遺族補償年金の支給を申請します。					
22年9月12日					

通勤災害の場合は様式第16号の8

直接所属している事業場が一括適用の取扱いをしている支店、工場、工事現場等の場合に記入します。

同一の事由により厚生年金
保険等の年金を支給される
場合にのみ記入してください

事業主の証明が必要です

請求人（申請人）以外で遺族補償年金を受けることができる遺族を記入してください。)

自筆による署名の場合は、
押印は必要ありません。

特别支給金に申込する被扶助者を希望する銀行等の名稱	預金の種類及取扱い番号
埼玉銀行、金城 農協、連携、信組	本店 普通、当座 123456 支店 支所 负责人 厚常花子

通勤災害に関する事項

様式第16号の8で請求する場合に添付します。

① 労働者の氏名	芳澤一郎				
② 災害時の通勤の種別 (該当する記号を記入)	<input checked="" type="radio"/> イ 住居から就業の場所への移動 就業の場所から他の就業の場所への移動 ④ に先行する住居間の移動 <input type="radio"/> ハ 就業の場所から住居への移動 <input type="radio"/> ハ 口に後続する住居間の移動				
③ 負傷又は発病の年月日及び時刻	22年8月1日午後7時50分頃				
④ 災害発生の場所	さいたま市浦和区浦和〇丁目交差点				
⑤ 就業の場所 (災害時の通勤の種別がハに該当する場合は移動の終点たる就業の場所)	さいたま市浦和区北浦和〇一〇一〇				
⑥ 就業開始の予定年月日及び時刻 (災害時の通勤の種別がイ、ニ又はハに該当する場合は記載すること)	22年8月1日午前8時30分頃				
⑦ 住居を離れた年月日及び時刻 (災害時の通勤の種別がイ、ニ又はハに該当する場合は記載すること)	22年8月1日午後7時40分頃				
⑧ 就業終了の年月日及び時刻 (災害時の通勤の種別がロ、ハ又はホに該当する場合は記載すること)	年月日午前時分頃				
⑨ 就業の場所を離れた年月日及び時刻 (災害時の通勤の種別がロ又はハに該当する場合は記載すること)	年月日午前時分頃				
⑩ 災害時の通勤の種別に関する移動の通常の経路、方法及び所要時間並びに災害発生の日に住居又は就業の場所から災害発生の場所に至った経路、方法、所用時間 その他の状況					
⑪ 災害の原因及び発生状況	自宅から徒歩で出勤のため浦和駅へ向う途上、さいたま市浦和区浦和〇丁目の交差点で信号待ちしていたところ、急停止したトラックの荷物がくずれ落ち、不意となつて死んでしまった。				
⑫ 現認者の住所 氏名	さいたま市浦和区本町〇一〇一〇 光治				
⑬ 車の運転の有無(災害時の通勤の種別が二又はホに該当する場合)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	<input type="checkbox"/> 車の運転の住居に係る住所				

(注意)

- ①は、災害時の通勤の種別がハの場合には、移動の終点たる就業の場所における就業開始の予定年月日及び時刻を、ニの場合には、後続するイの移動の終点たる就業の場所における就業開始の予定の年月日及び時刻を記載すること。
- ②は、災害時の通勤の種別がハの場合には、移動の起点たる就業の場所における就業終了の年月日及び時刻を、ホの場合には、先行するロの移動の起点たる就業の場所における就業終了の年月日及び時刻を記載すること。
- ③④は、災害時の通勤の種別がハの場合には、移動の起点たる就業の場所を離れた年月日及び時刻を記載すること。
- ⑤は、通常の通勤の経路を図示し、災害発生の場所及び災害の発生の日に住居又は就業の場所から災害発生の場所に至った経路を朱線等を用いてわかりやすく記載するとともに、その他の事項についてもできるだけ詳細に記載すること。
- ⑥は、どのような場所を、どのような方法で移動している際に、どのような物で又はどのような状況においてどのようにして災害が発生したかを簡明に記載すること。

災害時の通勤の種別について、該当する記号を記入してください。

通勤の種別により、記入項目が異なります。

災害時の通勤の種別に関する移動の通常の通勤経路、方法、所要時間と、災害発生の日に住居または就業の場所から災害発生の場所に至った経路、方法、所要時間をわかりやすく記入してください。

どのような場所で、どのような状態で、どのようにして災害が発生したかを、わかりやすく記入してください。

災害発生の事業を確認した人の氏名を記入します。該当者がいない場合は記入する必要はありません。

遺族(補償)一時金

(1) 遺族(補償)一時金が支給される場合

次のいずれかの場合に支給されます。

- ① 被災労働者の死亡の当時、遺族(補償)年金を受けるご遺族がいない場合
- ② 遺族(補償)年金の受給権者が最後順位者まですべて失権したとき、受給権者であったご遺族の全員に対して支払われた年金の額および遺族(補償)年金前払一時金(9ページ参照)の額の合計額が、給付基礎日額の1,000日分に満たない場合

(2) 受給権者

遺族(補償)一時金の受給資格者は、①～④にあげるご遺族でこのうち最先順位者が受給権者となります(②～③の中では、子・父母・孫・祖父母の順)で、同順位者が2人以上ある場合は、それぞれ受給権者となります。

なお、子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の身分は、被災労働者の死亡の当時の身分です。

- ① 配偶者
- ② 労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子・父母・孫・祖父母
- ③ その他の子・父母・孫・祖父母
- ④ 兄弟姉妹

給付の内容

前記(1)の①の場合は、給付基礎日額の1,000日分、前記(1)の②の場合は、給付基礎日額の1,000日分から、すでに支給された遺族(補償)年金等の合計額を差し引いた差額が支給されます。

また、併せて以下の特別支給金が支給されます。

被災労働者の死亡当時遺族(補償)年金を受けるご遺族がいない場合

遺族特別支給金として300万円が支給されるほか、遺族特別一時金として算定基礎日額の1,000日分が支給されます。

遺族(補償)年金の受給権者が最後順位者まですべてが失権したとき、受給権者であったご遺族の全員に対して支払われた年金の額および遺族(補償)年金前払一時金の額の合計額が給付基礎日額の1,000日分に満たない場合

遺族(補償)年金の受給権者がすべて失権した場合に、受給権者であったご遺族の全員に対して支払われた遺族特別年金の合計額が算定基礎日額の1,000日分に達していないときは、遺族特別一時金としてその差額が支給されます(この場合は、遺族特別支給金は支給されません)。

◆ 請求の手続き ◆

所轄の労働基準監督署長に、「遺族補償一時金支給請求書」(様式第15号)または「遺族一時金支給請求書」(様式第16号の9)を提出してください。

なお、特別支給金の支給申請は、原則として遺族(補償)一時金の請求と同時に行うこととなっており、様式も同一です。

● 提出に当たって必要な添付書類

こういうときは	添付書類
被災労働者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあったとき	その事実を証明する書類
被災労働者の収入によって生計を維持していた者である場合	その事実を証明する書類
被災労働者の死亡当時、遺族補償年金を受けることのできる遺族がない場合	ア 死亡診断書、死体検案書、検視調書またはそれらの記載事項証明書など、被災労働者の死亡の事実および死亡の年月日を証明することができる書類 イ 戸籍の謄本、抄本など、請求人と死亡した労働者との身分関係を証明することができる書類
遺族補償年金の受給権者が最後順位者まで全て失権した時で、受給権者であった遺族の全員に対して支払われた年金の額および遺族(補償)年金前払一時金の額の合計額が給付基礎日額の1,000日分に満たない場合	上記イの書類

※この他、必要とする書類を提出していただく場合があります。

請求に関する時効

遺族(補償)一時金は、遺族(補償)年金の場合と同様に、被災労働者がお亡くなりになった日の翌日から5年を経過すると、時効により請求権が消滅しますのでご注意ください。

請求書記載例

様式第15号(表面)

労働者災害補償保険 遺族補償一時金支給請求書 遺族特別支給金支給申請書

(注意)

③の死亡労働者の所属事業場名・所在地欄には、死亡労働者の直接所属する事業場が一括適用の取扱いをしている支店、工場、工事現場等の場合に記入してください。

① 労働保険番号				③ フリガナ	コラロウ イチロウ	④ 負傷又は発病年月日
府県	所管管轄	基幹番号	枚番号	死	氏名	厚勞 一郎 (男・女)
121	010	03456		亡	生年月日	昭和30年(12月10日)54歳
				労	中間	10時30分頃
				働	死亡年月日	22年8月1日
				職種	トラック運転手	22年8月1日
				者名	所属事業場名	⑦ 平均賃金
				の在籍		5,892 円52銭
				⑥ 災害の原因及び発生状況		
				○○商店へ商品の配送終了後、帰路、千葉市中央区作草部町の路上で厚労が運転する小型トラックがタンクカーと衝突し即死した。		
				⑧ 特別給与の範額(年額)		
				268,000 円		

通勤災害の場合は様式第16号の9

死亡労働者の直接所属する事業場が一括適用の取扱いをしている支店、工場、工事現場等の場合に記入してください。

⑨の者については、④及び⑥から⑧までに記載したとおりであることを証明します。

○×○ 局
電話番号 △△△△番

22年8月7日

事業の名称 ○○株式会社

郵便番号 280-2301

事業主の証明が必要です。

事業場の所在地 千葉市中央区作草部町○○

事業主の氏名 大川喜久雄 ○○達夫

請求人(申請人)が2人以上いるときはそれぞれ連記してください。

(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

⑨ 氏名	生年月日	住 所	死亡労働者との関係
コラロウ イチロウ 厚労 一郎	昭和30年5月2日	千代田区霞ケ関1-2-2	父
コラロウ イチロウ 厚労 里子	昭和30年9月28日	同上	母
求人	年 月 日	年 月 日	年 月 日
代理人	年 月 日	年 月 日	年 月 日

請求人(申請人)が2人以上いるときはそれぞれ連記してください。

⑩添付する書類その他の資料名

死後診断書・戸籍謄本

添付する書類その他の資料名を記入してください。

遺族補償一時金の支給を請求します。
上記により 遺族特別支給金 の支給を申請します。

22年8月8日

郵便番号 100-3916 電話番号 000(000)番

自筆による署名の場合には、押印は必要ありません。

請求人
申請人の
(代表者) 住所 千代田区霞ヶ関1-2-2

千葉 労働基準監督署長殿

氏名 厚労 一郎

振込を希望する銀行等の名称(郵便貯金銀行の支店等を除く)	預金の種類及び口座番号
千葉 銀行 金庫 農協・漁協・信組	本店 西千葉 支店 支所 普通・当座 第 123456 号 名義人 厚労 一郎

遺族(補償)年金前払一時金

遺族(補償)年金を受給することとなった遺族は、1回に限り、年金の前払いを受けることができます。

また、若年停止により年金の支給が停止されている方についても、前払いを受けることができます。

◆ 給付の内容 ◆

前払一時金の額は、給付基礎日額の200日分、400日分、600日分、800日分、1,000日分のなかから、希望する額を選択できます。

なお、前払一時金が支給されると遺族(補償)年金は、各月分の額（1年たってからの分は年5%の単利で割り引いた額）の合計額が、前払一時金の額に達するまでの間支給停止されます。

◆ 請求の手続き ◆

原則として、遺族(補償)年金の請求と同時に、「遺族補償年金・遺族年金前払一時金請求書」（年金申請様式第1号）を、所轄の労働基準監督署長に提出してください。ただし、年金の支給決定の通知のあった日の翌日から、1年以内であれば、遺族(補償)年金を受けたあとでも前払一時金を請求することができます。この場合は、給付基礎日額の1000日分から既に支給された年金の額の合計額を減じた額の範囲で請求していただくことになります。

請求書記載例

労働者災害補償保険

年金申請様式第1号

遺族補償年金 前払一時金請求書 遺族年金

年金証書の番号		管轄局	種別	西暦年	番号
		1	3	5	9 6 0 8 5 7
死亡労働者	氏名	労働力 太郎			
	住所	千代田区霞ヶ関 1-2-2			
請求人	氏名(記名押印又は署名)	生年月日		住所	
	労働力一太郎	明治昭平	17年11月9日	千代田区霞ヶ関 1-2-2	
		明治昭平	年月日		
		明治昭平	年月日		
		明治昭平	年月日		
	明治昭平	年月日			
労災年金受給の有無を○でかこむ 受けている、受けていない		請求する給付日数 (200・400・600 800・1000日分) ○でかこむ			

年金証書の番号を記入してください。

請求する給付日数を○で囲んでください。

上記のとおり 遺族補償年金 前払一時金を請求します。

振込を希望する銀行等の名称 (郵便貯金銀行の支店等を除く)	
平成22年 5月16日	
銀行 金庫 千代田 農林・漁協・信組 支店 九段	
郵便番号 100-8916 電話番号	
住所 千代田区霞ヶ関 1-2-2 (000) 0000	
請求人の (代表者) 氏名 労働力一太郎 (記名押印又は署名)	
預金の種類及び口座番号 普通・当座 第 123456 号 名義人 労働力一太郎	
中央 労働基準監督署長 殿	

銀行等に振込を希望する場合は、請求人本人の口座番号を記入してください。

自筆による署名の場合には、押印は必要ありません。

遺族(補償)年金の受給 権者が変わるとき

遺族(補償)年金の受給権者が、次の理由によって年金を受けられなくなったときは、次順位のご遺族が年金の支給を受けることとなります。

- (1) 死亡したとき
- (2) 婚姻をしたとき（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます）
- (3) 直系血族または直系姻族以外の者の養子となったとき（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含みます）
- (4) 離縁によって、死亡した労働者との親族関係が終了したとき
- (5) 子、孫または兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了したとき（被災労働者の死亡の時から引き続き一定障害の状態にあるときを除きます）
- (6) 一定障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき

請求の手続き

所轄の労働基準監督署長に「遺族補償年金・遺族年金転給等請求書」（様式第13号）を提出してください。

なお、遺族特別年金の支給申請は、原則として転給の申請と同時に行うこととなっており、様式も同一です。

● 提出に当たって必要な添付書類

こういうときは	添付書類
必ず添付するもの	戸籍の謄本、抄本など、請求人および請求人と生計を同じくしている他の受給資格者を被災労働者との身分関係を証明することができる書類
請求人および請求人と生計を同じくしている他の受給資格者のうち、一定の障害の状態にあることにより受給資格者となる者があるとき	被災労働者の死亡時から引き続き障害の状態にあることを証明することができる書類（診断書など）
受給資格者のうち、請求人と生計を同じくしている者があるとき	その事実を証明する書類

※この他、必要とする書類を提出していただく場合があります。

請求書記載例

様式第13号（表面）

労働者災害補償保険
遺族補償年金
遺族年金
遺族特別年金
転給等請求書
転給等申請書

①死亡労働者の氏名		フリガナ 厚勞 太郎		② 請求中の事由	イ 先順位者の失権 口 胎児であった子の出生 ハ 先順位者の所在不明	
生年月日		年 (月) 日 (歳)				
③ 請求人入 人	フリガナ 氏名 厚勞 次郎	生年月日 昭和 41 年 6 月 19 日	住 所 千代田区霞ヶ関 1-2-2	死亡労働者との関係 父	障害の有無 ある・ない	代表者を選ばないときは、その理由
		年 月 日			ある・ない	
		年 月 日			ある・ない	
④ 既に遺族年金及び 遺族特別年金を受ける者 は別	フリガナ 氏名 厚勞 友子	生年月日 昭和 41 年 10 月 2 日	住 所 千代田区霞ヶ関 1-2-2	死亡労働者との関係 妻	年金証書の番号 14590002664	管轄局 西暦年 月 扶養号
		年 月 日				
		年 月 日				
⑤ 厚生年金保険法の 支給される年金の額 567,000 円						
イ 遺族年金 国民年金法の 二 婚婦年金 支給されることになった年月日 年 10 月 2 日						
基礎年金番号及び厚生年金 等の年金証書の年金コード 所轄社会保険事務所等 鶴見社会保険事務所						
⑥ 請求人が亡くなつた場合 の年金の払渡しを希望する金融機関 又は郵便局						
⑦ 添付する書類その他の資料名		1. 戸籍月替本 2. 住民票の月替本				
年金の払渡しを受けることを希望する金融機関 又は郵便局		金融機関 名 称 金兼倉	※金融機関店舗コード 銀行・金庫 農協・漁協・信組 金兼倉	支店番号 記号番号 第 123456 号	郵便局 名 称 所 在 地 都道府県 市 部 区 記号番号 第 号	

上記により
遺族補償年金
遺族年金
遺族特別年金
の支給を請求します。
の支給を申請します。

平成 2 年 9 月 4 日

藤沢 労働基準監督署長 殿

請求人
(代表者) の住所
申請人
(代表者) 氏名
郵便番号
電話番号
0000 局
0000 番

業災・通災共通になってい
ます。

転給の請求の事由について
該当するものを選んでくだ
さい。

遺族（補償）年金の転給を
受けようとする者について
記入します。

遺族（補償）年金を受けて
いる者について記入します。

労働者の遺族に支給されて
いた厚生年金保険等の年金
について記入します。

自筆による署名の場合には、
押印は必要ありません。

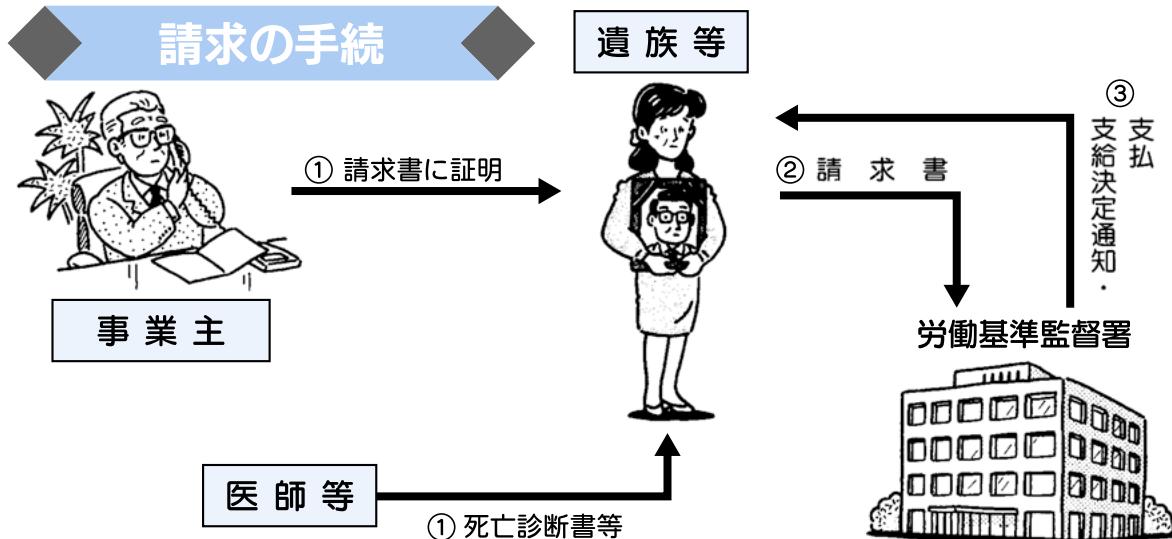
葬祭料(葬祭給付)について

葬祭料（葬祭給付）の支給対象は、必ずしもご遺族とは限りませんが、通常は葬祭を行うにふさわしいご遺族となります。

なお、葬祭を執り行うご遺族がなく、社葬として被災された労働者の会社において葬祭を行った場合は、その会社に対して葬祭料（葬祭給付）が支給されることとなります。

給付の内容

葬祭料（葬祭給付）の額は、315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額です。この額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は給付基礎日額の60日分が支給額となります。



所轄の労働基準監督署長に、「葬祭料請求書」（様式第16号）または「葬祭給付請求書」（様式第16号の10）を提出してください。

● 請求にあたって必要な添付書類について

死亡診断書、死体検案書、検視調書またはそれらの記載事項証明書など、被災労働者の死亡の事実および死亡の年月日を証明することができる書類（併せて遺族（補償）給付の請求書を提出する際に添付してある場合には、必要ありません）

請求に関する時効

葬祭料（葬祭給付）は、被災労働者がお亡くなりになった日の翌日から2年を経過すると、時効により請求権が消滅しますのでご注意ください。

請求書記載例

様式第16号(表面)

業務災害用

葬祭料請求書

労働者災害補償保険

通勤災害の場合は様式第16号の10

① 労働保険番号 府県 所掌 管轄 基幹番号 株番号	③ フリガナ 氏名 厚勞 花子
② 年金証書の番号 管轄局 種別 西暦年 番号	求住所 千代田区霞ヶ関 1-2-2
人死労者との関係 妻	④ フリガナ 氏名 厚労 太郎 (男・女)
死亡年月日 昭和 23 年 4 月 4 日 (61歳)	⑤ 負傷又は発病年月日 22年 7月 18日
労働職種 自動車運転手	午前 2時 40分頃
の所属事業場 名称・所在地	⑥ 死亡年月日 22年 7月 18日
⑥ 災害の原因及び発生状況 集金りため自動車で用務先上田商店へ向う 途中、市内高松町3番地交差点で後方から 暴走してきたトラックに追突されて頭部を強打し 即死した。	⑦ 平均賃金 5,884円 50銭

④の者については、⑤、⑥及び⑦に記載したとおりであることを証明します。

事業の名称(株) ○○工業 22年 7月 24日	○○○○局 電話番号 ○○○○番 郵便番号 370-XXXX
事業場の所在地 高崎市高松町 ○○	
事業主(氏名) 代表取締役 ○○三季 (法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)	印鑑
⑧添付する書類その他の資料名 遺族補償年金請求書に添付	

上記により葬祭料の支給を請求します。

22年 7月 25日	請求人の住所 千代田区霞ヶ関 1-2-2
高山 勤 勞働基準監督署長 殿	氏名 厚労 花子

被災労働者の直接所属する事業場が一括適用の取扱いをしている支店、工場、工事現場等の場合に記入します。

事業主の証明が必要です。

自筆による署名の場合には押印は必要ありません。

振込を希望する銀行等の名称(郵便貯金銀行の支店等を除く)	預金の種類及び口座番号
君馬 銀行・金庫 農協・漁協・信組	普通・当座 第 654321 号 名義人 厚労 花子

社会復帰促進等事業について

労災保険では、被災された労働者の方の負傷などに対する保険給付の他に、被災された労働者の方の円滑な社会復帰の促進や被災された労働者の方とそのご遺族の方の援護などを図るために社会復帰促進等事業を実施しています。

例えば、遺族(補償)給付を受給されている方に対しては、以下の支給を受けられる場合があります。

● 労災就学等援護費

遺族（補償）給付を受給されていて、一定の要件に該当する方で小中学校などに就学中または保育施設などに預けている子どもがいる場合に支給されます。

労災就学等援護費には、労災就学援護費と労災就労保育援護費の2種類があり、どちらも「労災就学等援護費支給申請書」に在学証明書など必要な書類を添えて、労働基準監督署長に提出してください。

◆ 遺族(補償)給付を受けられない方 ◆

● 長期家族介護者援護金

一定の障害により、障害等級第1級の障害(補償)年金または傷病等級第1級の傷病(補償)年金を、10年以上受給していた方が業務外の原因で死亡した場合、一定の要件を満たすご遺族の方に、長期家族介護者援護金が支給されます。

「長期家族介護者援護金支給申請書」に必要な書類を添えて、労働基準監督署長に提出してください。